

■ シリーズ「あなたに知ってもらいたい原賠制度」【2】（4月号メルマガ）
原子力損害賠償に関するリスクと原賠制度の目的

Q 1.

もし原賠法がなければ、原子力事故の賠償はどうなりますか？

Q 2.

なぜ原子力損害賠償制度が作られたのですか？

4月号のQ&Aはいかがでしたでしょうか。Q 1～2を振り返って、原賠制度の目的や制度が無い場合のリスクを詳しく解説します。あわせて我が国の原賠法と各国の原賠制度も紹介いたします。

1. 原子力損害賠償制度の起こり

原子力はひとたび事故が起こると被害が甚大かつ広範囲にわたることから、巨額な賠償責任が発生する恐れがある。第二次世界大戦後、米国において民間企業による原子力平和利用を進めるにあたり、米国政府は巨額の賠償リスクを原子力産業を担う民間企業に負わせるわけにはいかないと判断し、また、民間企業側からの強い要請もあって、原子力損害賠償制度が創設された。1954年原子力法の修正法として1957年（昭和32年）に制定されたプライス・アンダーソン法では、原子力事業の被許可者に対する損害賠償措置の強制、賠償義務者の責任額の制限等が定められた。また、米国が、諸外国へ原子力産業を展開するにあたって、原子力プラント輸出の条件に、製造者（メーカー）や供給者（サプライヤー）等が原子力損害賠償責任を負わないような制度の制定を要求し、各国は原子力損害賠償制度を自国の原子力産業の創設、育成に不可欠なものとして受け入れた。

2. 原子力損害賠償制度の目的

原子力損害賠償制度は、万一の事故時に、加害者側への損害賠償請求を容易にし、十分な賠償もしくは補償の確保により被害者を保護するという一方で、原子力事業者への巨額の賠償負担に関する責任を明確化している。すなわち、事業者の負うべき経済的負担の一定範囲を保険等に転嫁し、一定額を超えて過大な負担を生じる場合には国の援助を明確化することにより、事業者の経営の安定が確保されるという原子力事業の健全な発展を促進する目的がある。このように被害者の救済を確保するとともに、事業者の負担を軽減するという両方に利点のある制度となっていることが、最大の特徴である。

3. 原子力損害賠償制度がない場合の留意点

被害者の保護と原子力産業の健全な発達を目的とした原子力損害賠償制度であるが、この制度が存在しない環境下で原子力損害が起きた場合、それによって生じる法的紛争が混乱を極めるおそれがある。

原賠制度がなければ、その損害賠償は民法上の不法行為責任、債務不履行責任、あるいは製造物責任法（PL法）上の製造物責任等によって裁かれることになるが、原子力産業には多数の事業者が関与しており、原子力事業者ばかりでなく、製造業者、輸入業者、輸送業者など全ての関係者に責任主体が拡大するおそれがある。場合によっては、国や自治体の責任が問われることになるかもしれない。他方で、被害者にとっては、加害者の過失や事故と損害との因果関係の存在、あるいは製造物責任では瑕疵の存在などの主張・立証責任を負うことになる。原子力産業は、高度且つ複雑な技術を用いており、こうした負担を被害者に負わせることは困難である。そうした結果、医療訴訟やPL法施行前の製造物責任訴訟と同様、司法は被害者救済のために大胆な主張・立証の転換をせざるを得ないこととなり、原子力事業者の負担は最終的に過大なものになってしまう。

（1）賠償責任の厳格化がない場合

PL法のような特別法を別にすれば、一般の不法行為責任の場合は過失がなければ責任は問われないため、被害者は加害者の過失を証明しなくてはならず、裁判の長期化や証拠不十分により被害者が損害賠償を得るには極めて過重な負担がかかる。

（2）原子力事業者への責任集中がない場合

原子力事業者に責任が集中されない場合、原子力事業者のみならず原子力事故に関係するメーカーやサプライヤー、工事会社等幅広い関係者にまで巨額の賠償責任が及ぶ可能性があり、そのようなリスクが原子力事業への参入を阻害するおそれがある。また、被害者にとっては請求対象が不明確という不利益がある。

（3）損害賠償措置の強制がない場合

事業者が独自に損害賠償措置の確保をしないまま、巨額の損害賠償責任が発生してしまった場合、事業者は資金不足等により倒産に追い込まれてしまい、被害者は損害賠償を得られない可能性がある。

（4）賠償責任金額の制限や、国の援助がない場合

事業者が損害賠償のための資金を措置により確保していたとしても、それを上回る賠償責任が発生した場合、事業者は資金不足、倒産の可能性がある。その場合、被害者は賠償を得られない可能性がある。また、事業者はそのようなリスクのある事業に参入しなくなる可能性がある。これ

に対応するために、賠償責任金額の制限あるいは国の援助が制度に盛り込まれている。

(5) 国の措置がない場合

社会的動乱や極めて稀有な巨大な天災地変による原子力損害については、事業者の賠償責任範囲外となり、当然のことながら被害者は保険金等の支払いを受けることがないので、被害者は救済される手立てがなくなる。これに対応するため、制度に国の措置を設けて、被害者への補償がなされることにしている。

4. 我が国の原子力損害賠償制度

我が国では、被害者の保護を図ること及び原子力事業の健全な発達に資することを目的として、「原子力損害の賠償に関する法律」と「原子力損害賠償補償契約に関する法律」の二法により原子炉の運転等により原子力損害が生じた場合における損害賠償に関する基本的制度を定めている。その主な内容は以下の通りである。

(1) 賠償責任の厳格化

原子力事業者は過失がなくても損害賠償責任を負うため、被害者は損害賠償請求権の行使が容易となる。

我が国では、故意・過失がなくても「原子炉の運転等」に起因して発生した原子力損害に対しては原子力事業者が損害賠償責任を負うという無過失責任を採用している。

(2) 原子力事業者への責任集中

原子力損害については、本来責任を負うべき者が他にあったとしても原子力事業者だけが賠償責任を負い、その他の者は一切責任を負わない。

すなわち、原子力事故の責任を原子力事業者に集中することにより、被害者の賠償請求先を明確にするとともに、原子力事業者の求償権行使も制限することにより、原子力事業者と取引関係するメーカーやサプライヤーなどは、損害賠償責任を回避できる。これによって、多くの企業が原子力事業に参画しやすくなる。

また、免責事由は「異常に巨大な天災地変又は社会的動乱」に限定されている。

(3) 損害賠償措置の強制

我が国においては、損害賠償責任保険に加え、原子力損害賠償補償契約の締結を強制し、賠償のための資金をあらかじめ措置することで、事業者は偶発的な事故による賠償負担を経常的支出に転化し、経営の安定化を図る

ことができると共に、被害者は賠償を確実化することができる。現在の損害賠償措置額は 600 億円であるが、原賠法改正により、平成 22 年 1 月 1 日から 1200 億円に引き上げられることとなっている。

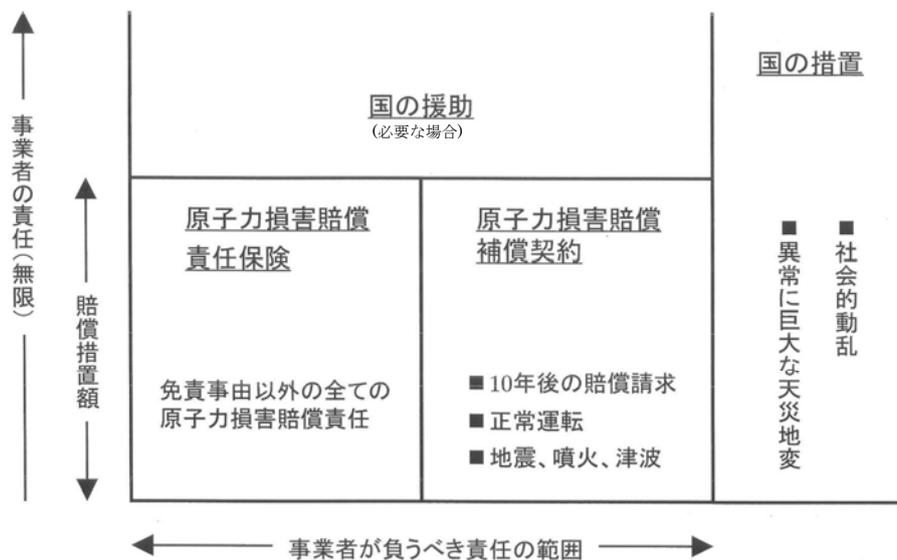
(4) 賠償責任金額の限度

原子力事業者の賠償負担金額を限定することにより、万一のことを考えても事業者は財務的な見通しが立てられるようになり、原子力事業の健全な経営に資することとなる。しかしながら、我が国においては諸外国の法制と異なり、ドイツ、スイスと同様に、原子力事業者の責任額に制限を設けておらず、無限責任となっている。但し、我が国においては、事業者が賠償責任を果たせないような財務状況に至った場合に、次に述べるような国による援助、措置が用意されている。

(5) 国家補償

原子力事業者が損害賠償措置額を超えた損害に対する賠償責任を果たせないような場合、あるいは原子力事業者の責任範囲外であるため損害賠償措置で補えない損害（我が国においては社会的動乱、異常に巨大な天災地変）については、国が原賠法上の援助、措置を行なうことにより、被害者への補償を確約することで、被害者は確実な賠償または補償を得られる。

(事業者責任と賠償措置額の関係)



異常に巨大な天災地変・・・歴史上あまり見ることの無いもの
 社会的動乱・・・・・・・戦争、海外からの武力攻撃、内乱

5. 各国の損害賠償制度

原子力施設を有する多くの国では、特別法としての原子力損害賠償法を制定しており、その目的には被害者保護と原子力産業の健全な発展が掲げられている。各国の国内法として定められている原子力損害賠償制度や、原子力損害賠償制度に関する国際条約は、賠償制度の基本的原則として、主に、責任の厳格化、責任の集中、賠償措置の強制、賠償金額の制限、国家補償の 5 つの要素を備えている。これらの内で、責任額の制限や賠償措置額については、国により大きな差異がある。

また、原子力事故による越境損害を生じた場合などに際しては、国際間の原子力損害賠償に関わる国際条約（パリ条約、ウィーン条約など）があるが、これについては、別の機会に取上げることとする。

（1）賠償責任額の制限および賠償措置額

原子力事業者の責任については、有限と無限の国に分かれており、日本、ドイツ、スイスは責任額の制限をしていないが、多くの国は有限責任を採っている。また、賠償措置額は各国の事情に基づき様々な状況にあり、米国の約 102.6 億ドル（約 1 兆円）を筆頭に、ドイツ 25 億ユーロ（約 3200 億円）、スイス 11 億スイスフラン（約 920 億円）、スウェーデン 3 億 SDR（約 435 億円）、英国 1.4 億ポンド（約 200 億円）、フランス 6 億フラン（約 116 億円）、韓国 500 億ウォン（約 36 億円）、中国 3 億 RBM（約 43 億円）および日本 600 億円（平成 22 年より 1200 億円）となっている。現在、改正パリ条約の加盟国においては、条約の内容に沿って国内法の改正を検討中であるが、賠償措置額は最低 7 億ユーロ（約 888 億円）になる予定である。

※円換算は平成 21 年 4 月 21 日の為替レートによる。

（2）特異な原子力損害賠償制度

多くの国が、損害賠償措置として民間の原子力損害賠償責任保険を採用しているが、米国およびドイツにおいては、責任保険に加え、独自の原子力事業者の共済制度を取り入れるなど、他と大きく違うものとなっている。

① 米国の原子力損害賠償制度

米国では、原子力施設の被許可者（運営者）は、1 次損害賠償措置額として 3 億ドルの損害賠償責任保険の締結が義務付けられ、この保険の保険金額を超える損害が発生したときには、2 次賠償措置として事業者間相互扶助制度が設けられている。その超過額を遡及保険料として、1 原子炉あたり 9580 万ドルを限度に運営者に割り当てられ、1 次措置額 3 億ドルと 2 次措置額約 99.6 億ドル（現在 104 基）の合計 102.6 億ドルの損害賠償措置額を責任制限額とする有限責任を採用している。なお、この 2 次措

置額を超えて、被害者への補償が不十分な場合には、政府が資金を拠出することとなっている。

② ドイツの原子力損害賠償制度

ドイツでは第1層損害賠償措置として2.56億ユーロを責任保険で措置し、さらに第2層損害賠償措置として原子力発電所運営会社による自家保険により22.44億ユーロを措置する。第1層と第2層を合計した25億ユーロが損害賠償措置額となるが、これを越える部分も事業者の責任であり、無限責任を採用している。ただし、この賠償措置制度が機能しない場合には、政府が補償することとなっている。

6. 原子力保険引き受けの仕組み

原子力保険は、多数の原子力発電所、核燃料製造所、使用済燃料再処理施設等の原子力施設を契約対象としており、その保険引受金額が巨額となるため、各国では損害保険会社が原子力保険プールを設立して、共同で保険引受を行っている。さらに、各国の保険プールとの間で再保険契約を結ぶことによって、巨額な引受リスクの分散と引受能力の増大を図っている。

我が国においては、1960年に日本原子力保険プールが設立され、現在24の会員保険会社によって原子力保険事業に関する共同行為を行っている（独禁法の適用除外の認可を取得）。各会員の最高保有額の合計が日本プールの保有額となり、これに各国プールの引受額（再保険）を加えた額が日本プールの引受能力となっている。

なお、世界的な損害賠償措置額は、改正パリ条約等により7億ユーロという高額な水準となっており、世界中の保険会社の引受能力を結集して、これの引受に当たっている。

以上